

令和 5 年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
60	指摘1	財産管理課	固定資産台帳と貸借対照表との残高不台について	令和3年度末の固定資産残高と貸借対照表の残高について検証したところ、金額が一致していない箇所があった。 〔図表4-16-1 令和3年度末 貸借対照表と固定資産台帳との照合表〕 〔図表4-16-2 令和2年度末 貸借対照表と固定資産台帳との照合表〕のとおり この問題が発生したのは平成28年度決算から統一的な基準による財務書類を作成するにあたって、固定資産台帳を整備したが、貸借対照表と固定資産台帳との残高に差額があり、これ以降引き続き照合及び調整作業を行っているが新システムへの移行作業もあり、完全に調整作業が終了せず、今に至る状況になっている。 公有財産に係る担当所管部署は、公有財産台帳、固定資産台帳の2つのシステムについて対応していかなければならず、極めて不効率で事務処理に負荷がかかっている状況にある。早急なDXの推進が要求されるところである。 また、事業用資産の増減内容について、県は毎年作成している。令和3年度分の以下の増減表を作成するため県に資料を依頼したところ、令和3年度 決算 から固定資産台帳のデータを新規のシステムに移行しているが、切り替えに基づく調整作業が完全に終了していないため、現時点では作成できない状況となっている。 なお、例年において青森県の財務諸表 附属明細書 有形固定資産の明細を県のホームページで公表している。	・令和4年度決算においては、固定資産台帳と残高が合致した貸借対照表を公表しており、令和5年度決算においても合致したものを公表するため財政課にて作業中である。 ・事業用資産の増減内容については、令和4年度決算分は作成したものを公表しており、令和5年度決算分も同様の予定で作業中である。
62	意見1	財産管理課	固定資産台帳と公有財産台帳とのシステム一元化に向けて	固定資産台帳と公有財産台帳とのシステム関連を将来的にどのようにするのかについては、様々な観点から検討を加えて将来的なシステム化計画を策定する必要がある。 これまでの公有財産台帳 は 紙ベースで出力することを目的とした汎用システムであり、データベース処理が不適で数々の問題を抱えていた 。そこで、県は新規の公有財産台帳のシステム化に向けて令和 6 年度基本計画重点枠事業として予算要求をしており、実施する予定となっている。計画の概要は、令和6年にシステム化計画を策定し、令和7年に基本設計、令和8年に詳細設計、令和9年に運用開始予定とする内容である。 固定資産台帳と公有財産台帳が一元化すれば、有益かつ効率的なシステムとなるため 、今後の対応として費用、開発期間等において経済的な方法かどうか、さらに は運用面における利便性、操作性、親和性等の検討を加えることが必要である。 どのような方法が県にとって最善の方法かを早々に判断をして、最短で公有財産台帳と固定資産台帳とが有機的に連携したシステム構築を目指していただきたい。	公有財産台帳について、紙情報のデジタルデータ化、業務のシステム化を進めている。 公有財産台帳のデジタル化の後、固定資産台帳を作成するシステムと連携するためのデータ整備を行う予定。
64	指摘2-1	監理課	固定資産台帳と公有財産台帳との不一致について	固定資産台帳と公有財産台帳とは有機的にデータが一致していなければならない。しかしながら、以下の土地の取得日において不一致が見られる。 管理地(柏村磯野) 公有財産台帳:無記入 固定資産台帳日:1980/6/16 廃道敷(旧県道八戸田名部線) 公有財産台帳:無記入 固定資産台帳:1980/12/28 廃道敷(旧県道八戸田名部線廃道敷) 公有財産台帳:無記入 固定資産台帳:1980/12/28 管理地(南部町沖田) 公有財産台帳:無記入 固定資産台帳:1982/2/10 管理地(野尻平岡) 公有財産台帳:無記入 固定資産台帳:1983/4/2	公有財産の取得年月日の確認後、公有財産異動報告にて「取得年月日」の修正報告を行った。 (令和7年2月6日付けで財産管理課へ提出済)
64	指摘2-2	中南地域県民局 地域農林水産部	固定資産台帳と公有財産台帳との不一致について	固定資産台帳と公有財産台帳とは有機的にデータが 一致 していなければならない。しかしながら、以下の土地の取得日において不一致が見られる。 水路敷地(地すべり対策長坂) 公有財産台帳の取得日:無記入 固定資産台帳の取得日:1988/4/18	公有財産台帳(土地台帳)は令和6年3月26日出力分で修正済み、固定資産台帳は令和6年11月1日修正依頼済みである。
64	指摘2-3	東青地域県民局 地域農林水産部	固定資産台帳と公有財産台帳との不一致について	固定資産台帳と公有財産台帳とは有機的にデータが 一致 していなければならない。しかしながら、以下の土地の取得日において不一致が見られる。 水路敷地 公有財産台帳の取得日:無記入 固定資産台帳の取得日:1995/12/26	公有財産台帳(土地台帳)は令和6年3月25日出力分で修正済み、固定資産台帳は令和6年11月1日修正依頼済みである。

継続
対応

継続
対応

令和５年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
64	指摘3-1	財産管理課	公有財産台帳のデータ処理の正確性について	公有財産台帳のデータを閲覧したところ、以下の点において問題がある。 ① 土地の取得日が無記入の資産がある。(指摘事項2) ② 土地の期末価格がゼロの資産がある。仮に固定資産台帳では正しく期末価格が計上されていても、公有財産台帳でゼロとしてもよいという規則はない。 ③ 土地の用途が「その他」になっている資産がある。財産名から見ても用途が特定しているので相応しい用途を記載すべきであり、安易に用途を「その他」と記載することはない。	異動報告時に、疑義がある部分について所属へ詳細を確認、修正等を行い正しく登録できるようにする。
64	指摘3-2	東青地域県民局 地域農林水産部	公有財産台帳のデータ処理の正確性について	公有財産台帳のデータを閲覧したところ、土地の期末価格がゼロの資産がある。仮に固定資産台帳では正しく期末価格が計上されていても、公有財産台帳でゼロとしてもよいという規則はない。 道路敷外 取得日:1982/11/5 期末価格:0	公有財産台帳(土地台帳)を令和6年3月25日出力分で修正した。
64	指摘3-3	柏木農業高等学校	公有財産台帳のデータ処理の正確性について	公有財産台帳のデータを閲覧したところ、土地の期末価格がゼロの資産がある。仮に固定資産台帳では正しく期末価格が計上されていても、公有財産台帳でゼロとしてもよいという規則はない。 採草地 取得日:1976/8/26 期末価格:0	令和6年度の財産台帳価格改訂の際に適切な価格に修正した。
64	指摘3-4	都市計画課	公有財産台帳のデータ処理の正確性について	公有財産台帳のデータを閲覧したところ、土地の期末価格がゼロの資産がある。仮に固定資産台帳では正しく期末価格が計上されていても、公有財産台帳でゼロとしてもよいという規則はない。 都市公園用地 取得日:2010/8/19 期末価格:0	公有財産台帳を適切な価格に修正し、異動報告を行った。
64	指摘3-5	十和田警察署	公有財産台帳のデータ処理の正確性について	公有財産台帳のデータを閲覧したところ、土地の用途が「その他」になっている資産がある。財産名から見ても用途が特定しているので相応しい用途を記載すべきであり、安易に用途を「その他」と記載することはない。 十和田署長指揮舎 取得日:2022/3/1 用途:その他	現在の「用途コード」で最も近い用途「警察庁舎敷地」に修正した。
64	指摘3-6	企業立地・創出課	公有財産台帳のデータ処理の正確性について	公有財産台帳のデータを閲覧したところ、土地の用途が「その他」になっている資産がある。財産名から見ても用途が特定しているので相応しい用途を記載すべきであり、安易に用途を「その他」と記載することはない。 金矢工業団地 取得日:2022/3/15 用途:その他	土地の用途を「その他」から「管理地」へ修正した。
64	指摘3-7	動物愛護センター	公有財産台帳のデータ処理の正確性について	公有財産台帳のデータを閲覧したところ、土地の用途が「その他」になっている資産がある。財産名から見ても用途が特定しているので相応しい用途を記載すべきであり、安易に用途を「その他」と記載することはない。 青森県動物愛護センター災害避難場所 取得日:2015/10/13 用途:その他	「青森県動物愛護センター災害避難場所」の用途が「その他」になっていたことから、実態に合わせて令和6年4月24日付けで用途を「管理地」として台帳整備した。

令和５年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容	
65	意見 2	財産管理課	固定資産の計上に関する経済性・効率性について	県は「統一的な基準による地方公会計運用要領・マニュアル(固定資産台帳編)」に基づいて固定資産の計上を行っており、この固定資産計上基準は、①資産価値を高めるもの、②耐久性を増すものが固定資産として処理される。金額的な基準がないため企業会計では行われていない10万円未満の資産についても固定資産として計上されることとなる。 固定資産の計上について県の実際の運用実態を確かめるため、令和4年4月1日時点の固定資産台帳から10万円未満1円超の建物の有形固定資産を抽出して見ると、固定資産本体との一体管理が必要であり、将来的に発生する取替や廃棄処理において事務処理に負担がかかることが容易に想定できる。 統一的な基準による地方公会計について厳格に適用しているが、金額基準の定めがないから金額基準を設定して運用することが合規性違反となるのだろうか。一方では、地方公共団体には経済性・効率性の視点についても要求されている。 10万円未満について「資産価値を高め、耐久性を増すもの」という基準のみで固定資産を計上し、その後の維持管理から処分に至るまで相当の事務処理の負担がかかることは明らかである。 少なくとも東北6県の県庁においては厳格に統一的な基準による地方公会計を適用しており、金額的な基準の設定は行っていないとのことであり、本県のみが独自に金額基準を設定して運用することは困難であることは承知をしている。しかしながら、働き方改革が叫ばれている昨今の状況において、金額的基準を設定しないで、このままの状態で運用を継続することが良いことなのだろうか。 総務省への問い合わせ等、出来ることはすべて行って事務処理の負担軽減を図る努力が必要であることを提案したい。	金額的な基準について、総務省へ問い合わせする。	継続 対応
67	意見 3	財産管理課	固定資産台帳のホームページにおける公開状況について	総務省のホームページにおいては、固定資産の各地方公共団体のホームページにおける公開状況について示している。 総務省においては、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付け総務大臣通知総財務第14号)において、各地方公共団体に統一的な基準による財務書類の作成を要請しており、整備した固定資産をホームページにおいて公開している団体について、各地方公共団体の固定資産を公表しているページにリンクされるようになっていくが、青森県においてはリンクができない状況である。 この状況は、固定資産台帳の整備が遅れていることの証左ともいえるが、速やかな対応をすべく固定資産台帳の整備を推進していただきたい。	固定資産台帳の公表に向けて調整作業をしていく。	継続 対応
67	意見 4	財産管理課	固定資産台帳の不整合に伴う公開及び財務報告について	意見3に記載したとおり、総務省のホームページにおいて県の固定資産台帳が公開されていない理由について、県のホームページでは当該事実に関する言及がない。 また、県の財務報告における貸借対照表の固定資産残高が補助簿である固定資産台帳と不整合であることについて、一切どこにも記載がされていない。 前者、後者も固定資産台帳の整備が遅れていることや固定資産台帳の旧システムから新システムへの切り替えにあたって一部の不具合が生じている等が根本原因と考えられているが、これらの事実を公表するには、庁内において調整が必要となり、少なからず抵抗があって、想像を超えるプレッシャーがあると思われるが、県民に対する説明責任を全うするには適切な対応が必要と考える。	ホームページに固定資産台帳は整備中である旨表記することを検討する。	継続 対応
67	意見 5	財産管理課	公共施設等総合管理の推進状況について	県はホームページにおいて公共施設等総合管理方針を公表するとともに、令和3年度末時点の個別施設計画の策定状況や施設分野ごとの方針に基づく取組実績について告知している。 しかしながら、令和3年3月に改訂された公共施設等総合管理方針や資料編に登場する基本データは平成27年3月31日時点の数値であり、更新されていない。最新のデータは9年前のデータと比較すると、かなり変動されているはずである。 施設分野ごとの方針に基づく取組実績では「保有総量縮小の推進」が核であると想定される。そこで、「保有総量縮小の推進」に焦点を当てて計画の進捗度合の資料を作成して分析・管理に役立てることを推奨したい。 経過年数とともに減少傾向が小さくなっていくが、そのような状況に至ったときに目標値に達成できるように知恵を出し、実現させていくところが県の担当責任者に委ねられた手腕の見せ所である。	基本データについては令和6年度内に更新する予定である。また、施設分野ごとの保有総量縮小の推進の進捗度合いの管理・分析については各施設所管課の意見を踏まえ検討する。	継続 対応
69	意見 6	財産管理課	削減率を設定した中期実施計画(5年サイクル)の策定について	「青森県公共施設等総合管理方針」のもとで具体的な実行計画を策定して計画を推進していくことが重要である。 『中期実施計画(5年サイクル)』について、施設類型の小分類別に削減方法を決定し、年度毎の削減率を計画することを提言する、言わば公有財産の減少策のPDCAサイクルの実行であり、極めて重要である。 この削減目標を設定して毎年度PDCAサイクルで回していくことがなければ、公共施設の大幅な削減は実現できないし、上手にできなければ県の財政破綻となる最悪のケースを招来することになりかねない。 あくまで将来の維持管理・更新のコストと人口減少社会がさらに進んだ20年から30年先の時点での財政運営がどうなるのか、刻々変化する内外環境の状況の中で優先順位を高めて着手しなければならない大きな課題である。 重要なことは、定量化した見える計画を作成し、将来発生する支出を削減し、県の財政に圧迫させないことである。県の財政が破綻するかどうか重要な計画であり、県のサバイバルプランと言っても過言ではない。	削減率を記載した計画については、各施設所管課の意見を踏まえ検討する。	継続 対応

令和 5 年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容	
72	意見7	財産管理課	用途区分「その他」に関する再考について	令和3年度末の公有財産台帳(土地)の用途区分「その他」について各所管課に対して、その他の理由について質問をしたところ、電算処理するにあたって「その他」以外に適当な区分コードがないため「その他」としたという回答が多かった。 現状においては、財産管理を行うために用途区分を設定して管理運営をしており、当初のシステム設計時において想定できなかった用途区分が発生した場合に所管課から要望があれば適宜申請のあった用途区分を追加登録している。 しかしながら、所管課においては必ずしも用途区分を追加申請して管理することによって利便性が高まるという認識を持っているとは限らない。用途区分について登録された項目以外の項目について発生した場合は、必要な用途区分がないために「その他」として処理するケースが多いものと想定される。その結果、「その他」が増え続けることになっているのではないか。用途区分を行政の財産管理運営において上手に使うって欲しいという視点から付言すると、全庁的に用途区分の活用例を示して所管課に対して現状の認識を高めてもらうことも必要であると考える。	システム上のコードを追加し修正する。 今後もコードの追加の必要がある場合適宜追加していく。 その他で登録を行う異動報告があった場合は詳細を確認する。	継続対応
73	意見8	財産管理課	固定資産台帳への付加データ項目の追加設定の検討について	県は、県有施設利活用方針に基づいて、保有総量の縮減、効率的利用、長寿命化について推進しているが、固定資産台帳のデータ項目に保有総量の縮減の関連する現在の遊休施設、将来の利用が見込めない施設となっている資産との関連区分や効率的利用の対象資産との関連の有無、長寿命化対象資産の有無を識別するデータ項目が設定されていない。このような識別区分ができるデータ項目があれば、事務処理の効率化が図られるとともに有効な情報生成に役立つことが期待できる。	識別区分ができるデータ項目について検討する。	継続対応
73	意見9	財産管理課	財産管理チェックリストの位置づけについて	青森県総務部 財産管理課では令和2年4月に「公有財産管理マニュアル」を作成して運用をしている。この中で第7章 参考資料として、財産管理のチェックリストが記載されている。 財産管理チェックリストは、現状では参考資料としての位置づけであるが、参考資料という名称から、さほど重要視しなくてもよいと考えて対応する職員もいるのではないかと危惧する。 財産管理業務における参考資料としての位置づけを格上げして、言わば財産管理業務における重要な“必携資料”として活用していただくとともに、この財産管理チェックリストのどこが重要なのかをポイントアップし、補足説明が必要な個所については説明を施し、追加変更すべき点があれば見直しをして改訂版の財産管理チェックリストを作成されることもあわせて提言したい。	他県の状況も確認した上で検討し、必要があれば公有財産管理マニュアルに反映させる。	継続対応
76	意見10	財産管理課	公共施設等総合計画の作成内容について	総務省は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(以下「指針」という。)(平成26年4月22日)を発出し、平成30年2月27日及び令和4年4月1日に改訂している。 県は国に先駆けて公共施設等総合計画に取り組んでおり、その後、国より公共施設等総合管理の指針が発出されたとのことであるが、県の策定した「公共施設等管理方針」を通査した結果、いくつか見直しが必要な箇所が検出された。 「公共施設等総合管理方針」は、公有財産について長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設の最適な配置を実現するための背骨となる部分であることから、見直しを検討されたい。	令和6年度内に改定する予定である。	継続対応
77	意見11	財政課	施設別行政コスト計算書の作成について	施設別行政コスト計算書については、平成28年度決算から作成していない。 それは平成27年1月に国から全ての地方公共団体に対し、統一的な基準による財務書類等の作成について要請があったことから、本県でも平成28年決算から統一的な基準に基づく財務書類等を作成しており、これらの財務書類等を活用していくこととして、平成28年決算から作成していないものである。 施設別行政コスト計算書の作成は必須ではないが、財務書類の活用として施設別行政コスト計算書等によるセグメント分析が求められている。 しかしながら、国の調査によれば都道府県で実施しているのは3団体のみで、全国的にも低調なのが実態である。国において現在開催している研究会の中でセグメント分析の普及について検討しており、令和5年度内に報告書が取りまとめられる予定となっている。 セグメント分析を行う場合、庁内職員の作業負担がかなり増えることが想定され、令和3年度決算から新たな地方公会計システムを導入していることから、庁内職員の作業の浸透状況等も考慮しながら対応を進めていく意向である。 今後の対応としては、国の研究会での検討状況や他県の事例を見ながら、活用方法について令和6年度(令和5年度決算)以降、引き続き研究を進めていくとしている。 施設別行政コスト計算書の作成については、統一的な基準による財務書類等の作成によって平成27年度で一度中断せざるを得なくなったことから、新しい形の施設別行政コスト計算書の作成に向けて県民の期待に応えるように邁進することを期待したい。	総務省からの令和6年9月20日付け文書によると、現状は以下のとおり。 ・監査結果にある国の研究会の取りまとめは令和6年度中の予定となった。 ・取りまとめ骨子において、施設別行政コスト計算書等によるセグメント分析は「中長期的に目指すべき姿」に位置付けられている。 こうしたことから、引き続き、国の研究会の状況等を注視し、検討を行っていく。	継続対応

令和 5 年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容	
79	意見12	財産管理課	インフラ資産の用途別分類毎の管理方針の設定について	県はインフラ資産の用途別分類毎の管理方針を設定していない。 浜松市では、インフラ資産を用途別毎に分類し、管理方針を明らかにして運営をしている。しかも、ホームページにおいて公開しており、市民に対する説明責任を果たしていると考えられる。 青梅市においてもインフラ資産の用途別分類毎の管理方針を設定しており、公共施設等総合管理計画の中で取りまとめられている。	令和6年度の改定作業で検討し、設定する予定である。	継続対応
79	意見13	港湾空港課	耐震化未済の県有建築物について	旧青森県体育協会ゴルフ場のクラブハウスについては、耐震化の状況が未済である。今後の方向性を決定した上で耐震診断をするかどうか及びその後のしかるべき措置対応をしなければならない。	当該クラブハウスは建築から47年が経過して耐用年数を超過していること、平成27年度に公益財団法人青森県体育協会が貸付け契約を解約して以降、具体的な利活用の目途が立たないことから、解体撤去も含めて方針を検討する。	継続対応
80	意見14	行政経営課	公有財産に係る内部統制と財務報告との関わりについて	（指摘事項1）「固定資産台帳と貸借対照表と残高不合について」に関連して、公有財産に係る内部統制との関連や財務報告について大上段から指摘事項について言及したいところである。しかしながら、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」では、内部統制と固定資産台帳における情報の信頼性、地方公会計制度における財務報告について言及されていないため指摘事項としては記載を断念せざるを得ない。監査人の無念さを代弁する形で「公会計委員会研究報告第24号 地方公会計の論点と方向性 2019年7月18日 日本公認会計士協会」を示すこととする。 内部統制制度との連携 地方自治法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 54 号)により、内部統制制度の規定が整備され、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」が公表された。この「ガイドライン」において、内部統制とは、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全、の四つを目的とするとされている。 地方公会計制度における財務書類や固定資産台帳についても、この「ガイドライン」における財務報告等に含まれ得ると考えられるが、その位置付けが「ガイドライン」には記載されていない。また、財務書類や固定資産台帳は「業務の効率的かつ効果的な遂行」や「資産の保全」といった内部統制の目的を達成するために有効であると考えられるが、それらについても言及されていない。「業務の効率的かつ効果的な遂行とは、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行すること」をいい、「地方公共団体においては、その事務を処理するに当たっては最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努める(法第2条第 14 項及び第 15 項)という法の趣旨を踏まえ」(同ガイドライン p. 4)ることとされている。財務書類の分析や財務書類を活用した事業評価などを通じ、業務の効率的かつ効果的な遂行に活用し得ると考えられる。また、「資産の保全とは、資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ることをいう」(同ガイドライン p.5)とされるが、前提として資産管理を行うための台帳が完備されていることが前提となる。地方公共団体では、公有財産や物品台帳、その他道路台帳等の法定台帳を備えることとされているが、リース資産やソフトウェアなど必ずしも台帳が必要ではない資産が存在すること、複式簿記を前提とした地方公会計の固定資産台帳とは異なり、必ずしもタイムリーに台帳が更新されず、実態と乖離している場合があることなど、資産の保全のための台帳として十分とはいえない。 内部統制制度の遂行に当たっては、地方公会計制度における財務報告や固定資産台帳における情報の信頼性の確保や活用についても検討すべきである。	内部統制の取組として、公有財産の管理について全所属共通リスクの一つとし、所属内でリスク対応策の共有・実施を行うこととしているため、引き続き実施する。 なお、公有財産担当部署である財産管理課において、公有財産台帳と固定資産台帳のシステム連携等業務のDXを進めているところであるため、公有財産管理の効率化が図られるとともに、各台帳や財務書類等の信頼性が確保されるよう今後も注視していく。	
80	意見15	財産管理課	固定資産の取得・改良に伴う不随費用又は工事費用の取扱いについて	「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の「V固定資産台帳の記載単位 2付随費用において、固定資産の取得に伴う付随費用」の取扱いについて、簡単な記載があるものの実務的ではない。また、財務規則においても特段、付随費用に関する規定はない。 固定資産の取得・改良に伴う付随費用又は費用の取扱いについて、固定資産計上基準表やマニュアル等の形式で作成し、運用指針として役立てることが固定資産実務としては重要である。	次回マニュアル改訂時に付随費用に関する取扱いについて明記する。	継続対応
101	指摘4	八戸警察署	建物共済加入契約の遅延について	南郷駐在所の建物については、令和4年10月14日に建物検査を行い同月20日に受注者との間で引渡書の授受があり所有権移転手続を完了している。 通常、県は事故等により建物に万が一損害が生じた場合の損害補償のために、所有権移転日から建物共済に加入することとしているが、本物件においては県の事務担当者の手続失念により加入手続が遅延してしまい、共済期間の始期が令和4年11月22日にずれ込んでいた。 所有権移転日から共済期間始期までの間は建物の共済事故等による損害は無補償であり、県民の税金の投入により建設された建物の管理面において、不適切であると言わざるを得ない。手続のマニュアル化のみならず、ダブルチェックやチェックリストの回覧等、マニュアルどおりに事務処理手続が進められているのかをチェックする内部統制が整備されていない証左である。	内部のチェック体制を見直し、県担当課である財産管理課との連携を強化し、適正事務に努める。	

令和 5 年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
102	指摘5-1	財産管理課	固定資産台帳への過大計上について	令和3年度の固定資産台帳を通査した結果、県営浅虫水族館(トレーニングプール棟)照明設備改修及び青森県観光物産館照明設備その他改修について、改修工事案件が資産登録されている一方で、公有財産台帳上は資産登録されていないかった。 両者の処理の相違理由を担当所管課に問い合わせた結果、公有財産台帳上は「公有財産報告書記入要領」に基づき、実質的な工事内容が対象資産の価値を増加させる「改修」なのか、単なる「修繕」なのかにより資産計上の可否を判断しており、本件については「修繕」と判断し資産計上処理はせず、一方で固定資産台帳上は工事請負費として支出した案件すべて資産登録が必要であるとの認識の下で資産計上処理を行ったと回答を得た。 前者については問題ないが、後者の固定資産台帳における資産計上の可否は資本的支出の該当性を基準に判断すべきものであり、また財産管理課により例年配布される固定資産台帳作成に係る作業マニュアル上も資本的支出に該当するか否かにより判断すべき旨記載されており、一律に単なる修繕も含む工事請負費としての支出案件を資産計上すべきとする観光企画課の認識は誤りである。結果として固定資産台帳上の資産が過大に計上されていた。 現状、各所管課で処理した内容を財産管理課で詳細にチェックする権限はなく、所管課の部局の長が適切に処理方針を認識しない限りは、財産管理課により一方的な情報周知がされても何ら意味がないものとなる。処理方針説明会や判断チェックリストの活用等により、各所管課での有用な作業運用体制の構築が望まれる。	資産計上の可否を適切に仕分けできるようマニュアルを整備する。
102	指摘5-2	観光政策課 (観光企画課)	固定資産台帳への過大計上について	令和3年度の固定資産台帳を通査した結果、県営浅虫水族館(トレーニングプール棟)照明設備改修及び青森県観光物産館照明設備その他改修について、改修工事案件が資産登録されている一方で、公有財産台帳上は資産登録されていないかった。 両者の処理の相違理由を担当所管課に問い合わせた結果、公有財産台帳上は「公有財産報告書記入要領」に基づき、実質的な工事内容が対象資産の価値を増加させる「改修」なのか、単なる「修繕」なのかにより資産計上の可否を判断しており、本件については「修繕」と判断し資産計上処理はせず、一方で固定資産台帳上は工事請負費として支出した案件すべて資産登録が必要であるとの認識の下で資産計上処理を行ったと回答を得た。 前者については問題ないが、後者の固定資産台帳における資産計上の可否は資本的支出の該当性を基準に判断すべきものであり、また財産管理課により例年配布される固定資産台帳作成に係る作業マニュアル上も資本的支出に該当するか否かにより判断すべき旨記載されており、一律に単なる修繕も含む工事請負費としての支出案件を資産計上すべきとする観光企画課の認識は誤りである。結果として固定資産台帳上の資産が過大に計上されていた。 現状、各所管課で処理した内容を財産管理課で詳細にチェックする権限はなく、所管課の部局の長が適切に処理方針を認識しない限りは、財産管理課により一方的な情報周知がされても何ら意味がないものとなる。処理方針説明会や判断チェックリストの活用等により、各所管課での有用な作業運用体制の構築が望まれる。	令和6年9月24日付で依頼のあった地方公会計に係る令和5年度決算作業調査の回答時に、公有財産台帳の内容とリンクしているかどうかをチェックするとともに、工事請負費として支出した案件について、資産計上の可否を、資本的支出の該当性を基準に判断し、適切に資産計上した。
103	指摘6-1	財産管理課	耐用年数の登録誤りについて	令和3年度の地方公会計に係る固定資産台帳を通査した結果、誤った耐用年数が登録されているものがあった。 統一的な基準による地方公会計制度導入検討会が発行している「統一的な基準による地方公会計運用要領・マニュアル(固定資産台帳編)」に記載されている耐用年数表によると、照明器具や給排水設備の場合の耐用年数は6年又は15年と規定されているが、31年又は51年の耐用年数を適用している。これは当時の担当者が耐用年数について理解が不足していたことから、便宜的に本体資産の設備改修計画期間に準じて31年及び50年の耐用年数を入力処理したとの説明を受けている。 耐用年数の入力処理の誤りは、期間損益に継続的に影響を与えることになり、財務情報の信頼性を損ねる財産管理上不適切な処理であるので、誤り防止策としてダブルチェック体制を構築することが必須である。財産管理課から各所管課へ公有財産の取得時における基本的な処理方針に関する周知徹底を図るため全庁的な対応措置を講じて、さらに入力処理の誤りのリスク低減を図っていただきたい。	耐用年数の判断に誤りが生じないようマニュアルを整備する。
103	指摘6-2	観光政策課	耐用年数の登録誤りについて	令和3年度の地方公会計に係る固定資産台帳を通査した結果、誤った耐用年数が登録されているものがあった。(浅虫水族館、青森県観光物産館の5件) 統一的な基準による地方公会計制度導入検討会が発行している「統一的な基準による地方公会計運用要領・マニュアル(固定資産台帳編)」に記載されている耐用年数表によると、照明器具や給排水設備の場合の耐用年数は6年又は15年と規定されているが、31年又は51年の耐用年数を適用している。これは当時の担当者が耐用年数について理解が不足していたことから、便宜的に本体資産の設備改修計画期間に準じて31年及び50年の耐用年数を入力処理したとの説明を受けている。 耐用年数の入力処理の誤りは、期間損益に継続的に影響を与えることになり、財務情報の信頼性を損ねる財産管理上不適切な処理であるので、誤り防止策としてダブルチェック体制を構築することが必須である。	令和6年9月24日付で依頼のあった地方公会計に係る令和5年度決算作業調査の回答時に、「統一的な基準による地方公会計運用要領・マニュアル」(固定資産台帳編)巻末資料 P5～を参照し、各設備の耐用年数を入力するとともに、ダブルチェック体制を構築することで、ミス防止と適正な財産管理を実施した。

継続
対応

継続
対応

令和 5 年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
104	指摘 7	三八地域県民局 地域整備部	固定資産台帳の取得年度の登録誤り	令和3年度の固定資産台帳を通査した結果、6カ所の土地について取得年度が「令和4年度」で取得日が「令和4年9月又は10月」で登録されていた。（令和3年度のデータが令和3年度の台帳に間違っ て令和4年度として間違っ た入力処理をしていた。） 当該固定資産台帳は令和3年度の台帳であり、通常翌期である令和4年度の取得資産は計上できないはずである。 所管課に原因についてのヒアリングを行った結果、月日は正しく登録されているが、取得年度を次年度の年度で誤ってマツチングワークシートに登録してしまったことが原因である旨の回答を得た。 今回は土地であり減価償却計算に影響はないが、建物等であった場合は取得年度の登録年度によって財務数値上に影響を及ぼす可能性がある。年度登録はマニュアル登録である以上、人為的な登録ミスの発生は想定されるリスクであり、当該リスクを低減するためエクセル上で報告年度の翌年度以降の年度入力制限を行うことや、データ集計後にソート機能で翌年度以降の日付登録の有無をチェックする等により、基本的な入力処理時と入力処理後のチェック機能の強化が要請される。	（三八地域整備部） 入力処理時の再チェックを実施した。 （財産管理課） 登録エクセルファイル上で報告年月日の翌年度以降の年度入力制限を行うことを検討する。 また、データ集計後に、ソート機能で翌年度以降の日付登録の有無をチェックする。
105	指摘 8	西北地域県民局 地域農林水産部	固定資産取得に係る期間帰属の誤りに ついて	令和4年度の公有財産増減概要（土地・建物）より抽出した土地取得に係わる監査対象サンプルについて契約書等の証憑突合を行った結果、道路敷地（広域農道西海岸関）は令和3年度に取得処理すべき資産であった。具体的には、土地売買契約書上の所有権移転日（契約日）は令和4年3月30日であるにもかかわらず、公有資産台帳上は、令和4年度に取得処理されていた。 所管課に原因についてのヒアリングを行った結果、公有財産異動報告の締切である令和4年3月22日までに間に合わなかったこと、「公有財産報告書記入要領」において、実際に異動のあった年月日の属する年度ではなく、報告する年の年度を記入するように記載があることから、これに則り取得年月日の登録処理を行った旨の回答を得た。 しかし当該記載はあくまで決算年度に係るものであり、例えば過年度に処理を失念した資産がある場合に処理年度の記入を求めるものであり、実際の異動年月日を報告年月日に修正すべき趣旨ではないし、また財務規則第253条において公有財産の変動があった場合「遅滞なく」公有財産異動報告書により台帳登録するよう求められており、財産管理課においても令和4年2月2日に年度末付近での公有財産異動報告書の適時提出の注意通達を行っており、本来は土地売買契約書上の所有権移転日（契約日）が属する令和3年度に公有財産異動報告を適時に提出し取得の処理をすべきであった。	契約を締結した年度における公有財産台帳への適時登録と、事務処理上設定された処理期限に対する誤認が原因である。 今後は取得年度における登録手続きに遺漏がないよう、スケジュール管理を徹底する。
107	指摘 9-1	財産管理課	公有財産取得に係る期間帰属の誤りに ついて	令和4年度の公有財産増減概要（土地・建物）より抽出した土地取得に係わる監査対象サンプルについて契約書等の証憑突合を行った結果、道路敷地（中山間地域総合整備下北北部）は令和3年度に取得処理すべき資産であった。 具体的には、土地売買契約書上の所有権移転日は売買代金納付日である令和4年3月22日であり、所有権移転登記も同月内の令和4年3月30日付で行っているにもかかわらず、公有資産台帳上は、令和4年度に取得の処理がなされていた。 所管課に原因についてのヒアリングを行った結果、売買日が年度末であったことにより公有財産異動報告書の提出が遅延したことにより翌年度における処理となった旨の回答を得た。 これは財務規則第253条において公有財産の変動があった場合「遅滞なく」公有財産異動報告書により台帳登録するよう求められており、財産管理課においても毎年1月に年度末付近での公有財産異動報告書の適時提出の注意通達を行っており、本来は所有権移転日が属する令和3年度に公有財産異動報告を適時に提出し取得の処理をすべきであった。 公有財産の適切な管理のため、公有財産を統括管理する財産管理課では、例年では年に一回以上は「出納局からのお知らせ」により処理手続きの漏れがないよう注意喚起をしており、さらに令和5年度においては年度末にも掲載を予定しているとのことである。いずれにしても財産管理課から各所管課への処理方針の適切な周知徹底が必須である。	出納局のお知らせ及び注意喚起通達を毎年度継続して行なっていく。
107	指摘 9-2	下北地域県民局 地域農林水産部	固定資産取得に係る期間帰属の誤りに ついて	令和4年度の公有財産増減概要（土地・建物）より抽出した土地取得に係わる監査対象サンプルについて契約書等の証憑突合を行った結果、道路敷地（中山間地域総合整備下北北部）は令和3年度に取得処理すべき公有資産であった。 具体的には、土地売買契約書上の所有権移転日は売買代金納付日である令和4年3月22日であり、所有権移転登記も同月内の令和4年3月30日付で行っているにもかかわらず、公有資産台帳上は、令和4年度に取得の処理がなされていた。 所管課に原因についてのヒアリングを行った結果、売買日が年度末であったことにより公有財産異動報告書の提出が遅延したことにより翌年度における処理となった旨の回答を得た。 これは財務規則第253条において公有財産の変動があった場合「遅滞なく」公有財産異動報告書により台帳登録するよう求められており、財産管理課においても毎年1月に年度末付近での公有財産異動報告書の適時提出の注意通達を行っており、本来は所有権移転日が属する令和3年度に公有財産異動報告を適時に提出し取得の処理をすべきであった。 公有財産の適切な管理のため、公有財産を統括管理する財産管理課では、例年では年に一回以上は「出納局からのお知らせ」により処理手続きの漏れがないよう注意喚起をしており、さらに令和5年度においては年度末にも掲載を予定しているとのことであった。	今回指摘された事項は、所有権移転のあった年度における公有財産台帳への適時の登録の必要性和、事務処理上設定された処理期限に対する誤認により生じたものである。 今後の公有財産台帳登録に係る事務についても、取得年度における登録手続きに遺漏がないよう処理する。

継続
対応

継続
対応

令和５年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
108	指摘10	警察本部施設課	起案文書における記載の正確性・真実性について	職員公舎(八重田)敷地・八重田東公舎A、B、物置は、5年ごとの共同利用計画の見直し作業の中で、職員公舎共同計画における利活用の検討が行われており、さらには青森市へ利活用の希望に関する打診も行われていたものであり、利活用の検討過程を経て、最終的には売却の決定がなされた。 物件の売却に関する承認関係書類を閲覧した結果、売払いの理由として、「青森県県有施設利活用方針に基づき、県として利用する計画もなく、県有不動産利活用推進会議で廃止が決定されたため」との記載があった。 これは担当職員が「共同利用計画」と「利活用推進会議」との区別について十分な認識がなく混同したことに起因する記載誤りであった。上司の承認においても売却のみに着目した承認であったものと推測される。 当然のことながら、起案文書は事実の正しい理解が前提となった正確な文書の作成が要求され、承認手続きは、形式的な処理であってはならない。	売却に至るまでは、検討や準備等で数年を経るため、引継ぎを徹底し、適正事務に努める。
109	意見16	財産管理課	落札における予定価格と落札価格との著しい差額がある場合の分析について	職員公舎(八重田)敷地・八重田東公舎A、B、物置の入札での売却は、予定価格をはるかに上回る落札価格により落札され、多額の予定価格と落札価格との乖離が生じていた。 予定価格と落札価格との差額について質問した結果、「入札なので理由は推定するしかないが、予定価格は老朽化した建物の解体費を控除して設定されている一方、実際は土地の立地条件など魅力度により左右され、落札者の意向や状況によっては、予定価格と落札価格との差額について多額の金額が発生することもある。」との説明であった。 県の事務手続としては、予定価格と落札価格との差額の要因検討は必須ではないとの認識であった。 しかしながら、そもそも予定価格を設定するのは落札の基準価格として設定しているものであり、予定価格と落札価格との著しい差額が生じた場合には、落札者の意向や立地条件等から招来される物件の魅力度などを明確に測定できない要素があるものの、どのような要因によって著しい差額が生じたのかを大まかに分析しておくことは予算制度や契約業務の世界の中で事務処理に関与する地方公共団体の職員としては基本的なことであると考える。	監査人の意見を踏まえ、令和6年度の入札からは、予定価格と落札価格に著しい差額があった物件に関し、売却業務委託業者の意見聴取を行うとともに、落札者が開札に立ち会っている場合は、落札者に物件の利用予定の聞き取りを行う予定である。
110	意見17	青森北高等学校	管理継続に係る多大な費用(定量的情報)の記載について	青森北高等学校今別校舎 校舎敷地、野球場他・校舎他の処分に係る起案文書を閲覧した結果、「譲与する理由等」として、「県が同校の土地・建物等の管理を継続した場合には、多大な費用を要することとなる…」と記載があったものの、多大な費用に関し具体的な数値の記述は確認できなかった。 厳格な判断を行う観点からは、権限者が適切に判断できるように起案文書上「多額の経費」についても、抽象的な文言だけでなく、具体的な数値を示して説明しなければならない。 なお、関連する資料を閲覧したところ、起案外の資料において、管理を継続した場合の費用概算に関する試算資料があった。このことから担当者ベースでの定量的な検討についての不足はないと考えられるものの、承認の起案文書にも処分の判断の根拠資料としての管理を継続した場合の費用概算に関する試算情報を織り込むことで、承認者の適切な判断に資するよう説明責任を全うしなければならない。	閉校後の県立学校の処分に係る起案においては、管理継続に要する経費や売却益及び解体経費の見込み等、定量的判断のための資料についても、添付することとした。
111	意見18	財産管理課	財産処分事前チェックリストの利用について	県の公有財産管理マニュアルには、処分に係る手続を漏れなく確実に実行するため、「財産処分事前チェックリスト」が整備されている。そのため、処分事務を行う担当者は、通常当該チェックリストを利用しながら手続を行うことが想定されている。 青森北高等学校今別校舎 校舎敷地、野球場他・校舎他は、地方公共団体への無償譲渡物件であり、譲渡物件の実態に応じて担当所管課で処理するもので、財産管理課は「財産処分事前チェックリスト」の提出を求めている。 この処理ルールについては、財産管理課のみならず担当所管課においても知っていなければならない処理ルールなので、公有財産管理マニュアルに明記しておくことが必要である。	「財産処分事前チェックリスト」の財産管理課への提出の有無について、公有財産マニュアルに明記する予定である。
112	意見19	観光政策課 (観光企画課)	無償譲渡における「明確な理由」の記載について	県の公有財産管理マニュアルによると、無償譲渡ができる場合として、「県において当該財産の維持管理に多額の経費が見込まれる等、将来にわたる管理に問題がある場合で、その財産の使用目的から維持管理等を当該所在の市町村に依頼することを目的として譲渡するとき」とあり、財産の無償譲渡の場合は「明確な理由」が必要となっている。 管理建物(旧十二湖ビジターセンター)の譲与に関する起案文書の内容を監査した結果、理由として、「深浦町が設置主体となることにより、これまで以上に地域に根差した管理運営がなされ、県内外からの旅行者等に対するサービスが向上する見込みがあるから」等の記載はあるものの、維持管理に係る多額の経費等に係る具体的な記述は確認できなかった。 県の説明では「建築年度から相当経過した物件については、多額の修繕が生じるので、市町村から申し出があり、有効に利用できると譲与を希望されれば基本的には受けている」とのことであるが、たとえ自治体への譲与であっても、原則どおり経済的な効果やコストを十分比較したうえで判断すべきであるし、これらの情報は起案文書にも盛り込んで、承認者が適切な判断ができるようにすべきである。 また、もしルールと現状が乖離してしまっており、実質的に記載が必要ないのであれば、マニュアルの内容を変更することも含めて検討すべきである。	今後、無償譲渡の案件が発生した際に、今回の事例を参考とすることで、再び不備を繰り返すことの無いよう、保存文書の巻頭及び起案用紙に、譲渡理由として「多額の修繕が生じる」等の理由を明記。 無償譲渡の手続きに関わる課職員については、改めてマニュアルと今回の指摘事項を周知し、再発防止を図った。

継続
対応

継続
対応

令和５年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
113	意見20	財産管理課	用途指定期間の設定について	管理建物(旧十二湖ビジターセンター)の譲与にあたり、用途指定期間を10年で設定している。この理由としては、当初県が設立した際に受けた環境省の補助金の処分制限期間を参考に、残存期間7年を考慮したうえ、10年としているとの回答であった。 指定期間については監査の結果、設定されており、その妥当性に異論はないものの、期間の設定については、特段具体的なルールもなく、目安もないとのことであった。実態としては、個々の担当者が都度考えて、担当部署で判断しているものの、それほど頻度の高くない「財産処分」という業務をたまたま担当となった職員が都度判断するのは困難であり、検討に時間を有するなど業務の効率性を害する面もある。そのため、これらの判断を効率的に実施するための指針となるような目安を設けるのが必要である。また、妥当かどうかは個々の状況により異なるものの、どのような検討が行われたのかなど、少なくとも担当者間で情報共有が可能となるような仕組みを構築して対応することを提言したい。	財産管理課においては、用途指定期間について、国有財産の例(普通財産にかかる用途指定の処理要領について 昭和41年6月27日蔵国有第1705号)を参考に、補助金の処分制限等を考慮した上で設定しており、そのことを公有財産管理マニュアルに掲載することで共有を図る予定である。
114	指摘11-1	財産管理課	廃止通知及び起案手続きの漏れについて	あすなろ療育福祉センター看護師宿舎、公舎(1号〜3号)は、令和4年12月に取り壊しを行っている。青森県公舎条例において、公舎の設置は知事が行うため、本来なら解体前に、宿舎の廃止通知及び通知を行うための起案文書が必要であったが、当該手続は漏れていた。そのため、通知及び起案が事後となっており、結果として、実際の解体が終わったのちに事後的に設置者による廃止決定通知がなされていた。 この原因として、公有財産の処分は発生頻度が高くないことがあり、担当者は事象が生じた際に関連資料を確認するものの、それらの資料や情報が一元管理され確認できる状況となっていないなど、網羅的に確認することが困難な状況に置かれていることが考えられる。すなわち、手続漏れを防ぐ網羅的なチェック項目や例示に、担当者が容易にアクセスできないことが主な原因と考えられる。 例えば、同事例のモデル手続を明示するなど、処分業務を実施する担当者に十分な情報が与えられるような仕組みを構築し、効率的に業務を行うことが可能となるように検討すべきである。	例年年度末に公舎料改定について各公舎管理者へ通知するため、その際に公舎の設置・廃止手続についても周知することとする。
114	指摘11-2	あすなろ療育福祉センター	廃止通知及び起案手続きの漏れについて	あすなろ療育福祉センター看護師宿舎、公舎(1号〜3号)は、令和4年12月に取り壊しを行っている。青森県公舎条例において、公舎の設置は知事が行うため、本来なら解体前に、宿舎の廃止通知及び通知を行うための起案文書が必要であったが、当該手続は漏れていた。そのため、通知及び起案が事後となっており、結果として、実際の解体が終わったのちに事後的に設置者による廃止決定通知がなされていた。	今後、同様の公有財産取り壊しを行う場合は、手続き漏れが生じないよう、複数名による関連書類の網羅的な確認を徹底し、適正な事務処理を進めることとした。
115	意見21	あすなろ療育福祉センター	起案文書の記載事項について	公有財産管理マニュアルによると、取り壊しを行う際の参考事項として、「取り壊し後の敷地の利用計画」の書面が必要となるが、あすなろ療育福祉センター看護師宿舎、公舎(1号〜3号)の財産処分の起案文書には含まれていなかった。 理由を確認したところ、別資料で管理しているとの回答であった。 しかしながら、処分の起案文書に含める形の方が、権限者による適切な判断に役立つ面もある。また、書類の所在が点在することを防止し、書類管理が容易となる面も期待されるため、処分の起案文書にも含める形で手続を確立することが重要である。	今後、同様の公有財産取り壊しを行う場合は、取り壊し後の敷地の利用計画について処分の起案文書に含める形で手続きし、権限者の適切な判断に対する有用性を図ることや書類の点在を防止することとした。
115	意見22-1	財産管理課	取り壊し工事によって生じる廃材などの物品編入の記録保管について	公有財産管理マニュアルによると、「取り壊し工事によって生じる廃材、くず鉄等の残存物件は、原則として物品編入の上、管理又は処分しなければならない」と記載がある。 あすなろ療育福祉センター看護師宿舎、公舎(1号〜3号)の取り壊しにおける対応状況を確認した結果、取り壊し工事によって生じる廃材などの物品編入について、検討自体は当時に行っているものの、これらの過程は確認できる形では残っていないとのことであった。 県有財産の有効活用、回収金額の最大化の観点から、どのような検討を行ったのかを記録に留めてノウハウを蓄積し、今後の同種事例が発生した場合に生かすことが期待される。	普通財産を物品編入する場合は、所属において公有財産台帳の登録を行うこととなっている(財務規則の運用第250条の2関係)。 今後、公有財産決算時に、財産管理課において、物品編入データを抽出し、該当があった場合には、当該所属から聞取り、資料入手等を行い、同種同例が発生した場合に備えることとする。
115	意見22-2	あすなろ療育福祉センター	取り壊し工事によって生じる廃材などの物品編入の記録保管について	公有財産管理マニュアルによると、「取り壊し工事によって生じる廃材、くず鉄等の残存物件は、原則として物品編入の上、管理又は処分しなければならない」と記載がある。 あすなろ療育福祉センター看護師宿舎、公舎(1号〜3号)の取り壊しにおける対応状況を確認した結果、取り壊し工事によって生じる廃材などの物品編入について、検討自体は当時に行っているものの、これらの過程は確認できる形では残っていないとのことであった。 県有財産の有効活用、回収金額の最大化の観点から、どのような検討を行ったのかを記録に留めてノウハウを蓄積し、今後の同種事例が発生した場合に生かすことが期待される。	今後、同様の公有財産取り壊しを行う場合は、取り壊しによって生じる廃材などの物品編入についての検討過程について記録し、同種事例が発生した場合に生かすこととした。

継続
対応

継続
対応

令和５年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
117	指摘12	財産管理課	建設仮勘定に係る固定資産台帳と貸借対照表残高との不一致について	令和2年度末及び3年度末の固定資産台帳を入手し、開示されている県の貸借対照表と照合した結果、同一内容の事項について乖離が生じていた。 この不一致の主な原因としては、所管課の理解不足により正確なデータ入力処理や更新がなされていない状況があると説明を受けている。財産管理課を中心とする「固定資産台帳ワーキンググループ」では地方公会計の決算作業に係る各種マニュアルを整備し周知しているものの、データ入力処理担当である所管課において正しく内容を理解できていない面があり、適時・正確にデータ入力処理に反映できていない。所管課の理解度を確認するなど、正しい資産整理と適切なデータ入力処理ができるように基本的な体制を整備することが緊急課題である。	今後も固定資産台帳の正しい入力処理ができるよう注意喚起を継続する。
118	指摘13-1	財産管理課	建設仮勘定の進捗管理・滞留管理について	固定資産台帳にて建設仮勘定として処理されている物件のうち、取得日が2017年3月以前のものについて、本勘定振替が必要か否かについて監査した結果、15件中全15件が令和3年度末で完成済みとの回答であった。この内容を分析してみると、固定資産管理システムの新システムへの移行時における誤りが12件含まれており、本来の建設仮勘定から本勘定に振り替えるべきものは3件であった。 建設仮勘定は、完成後に適時に固定資産本勘定に振り替えられないとそのまま計上され続ける可能性が高い勘定であるため滞留しているかどうかには注意を払わなければならない。抽出したデータ15件の内訳から分かるように、新固定資産システムへ移行時のエラーと本来的に管理しなければならない建設仮勘定の問題が混在している点が現状における建設仮勘定の管理をより困難にさせている。 本来の建設仮勘定の管理については、進捗管理・滞留管理を適切に行うために以下の諸点に留意しなければならない。 ①長期化している物件に関しては、振り替え漏れが生じていないか特に留意する必要がある。 ②担当者の理解不足を解消するため、オリエンテーション等を行う。 ③改修において人事異動が絡む場合には、引継ぎを十分に行い、担当責任者を明確にする。	マニュアル更新の際、建設仮勘定振替のページに入力項目の説明を加え、通知した。
118	指摘13-2	水産振興課	建設仮勘定の進捗管理・滞留管理について	固定資産台帳にて建設仮勘定として処理されている物件のうち、取得日が2017年3月以前のものについて、本勘定振替が必要か否かについて監査した結果、15件中全15件が令和3年度末で完成済みとの回答であった。この内容を分析してみると、固定資産管理システムの新システムへの移行時における誤りが12件含まれており、本来の建設仮勘定から本勘定に振り替えるべきものは3件であった。 建設仮勘定は、完成後に適時に固定資産本勘定に振り替えられないとそのまま計上され続ける可能性が高い勘定であるため滞留しているかどうかには注意を払わなければならない。抽出したデータ15件の内訳から分かるように、新固定資産システムへ移行時のエラーと本来的に管理しなければならない建設仮勘定の問題が混在している点が現状における建設仮勘定の管理をより困難にさせている。 本来の建設仮勘定の管理については、進捗管理・滞留管理を適切に行うために以下の諸点に留意しなければならない。 ①長期化している物件に関しては、振り替え漏れが生じていないか特に留意する必要がある。 ②担当者の理解不足を解消するため、オリエンテーション等を行う。 ③改修において人事異動が絡む場合には、引継ぎを十分に行い、担当責任者を明確にする。	対象財産については、既に完成しており固定資産本勘定へ振替済みである。
118	指摘13-3	下北地域県民局 地域農林水産部	建設仮勘定の進捗管理・滞留管理について	固定資産台帳にて建設仮勘定として処理されている物件のうち、取得日が2017年3月以前のものについて、本勘定振替が必要か否かについて監査した結果、15件中全15件が令和3年度末で完成済みとの回答であった。この内容を分析してみると、固定資産管理システムの新システムへの移行時における誤りが12件含まれており、本来の建設仮勘定から本勘定に振り替えるべきものは3件であった。 建設仮勘定は、完成後に適時に固定資産本勘定に振り替えられないとそのまま計上され続ける可能性が高い勘定であるため滞留しているかどうかには注意を払わなければならない。抽出したデータ15件の内訳から分かるように、新固定資産システムへ移行時のエラーと本来的に管理しなければならない建設仮勘定の問題が混在している点が現状における建設仮勘定の管理をより困難にさせている。 本来の建設仮勘定の管理については、進捗管理・滞留管理を適切に行うために以下の諸点に留意しなければならない。 ①長期化している物件に関しては、振り替え漏れが生じていないか特に留意する必要がある。 ②担当者の理解不足を解消するため、オリエンテーション等を行う。 ③改修において人事異動が絡む場合には、引継ぎを十分に行い、担当責任者を明確にする。	令和5年度の報告で振替済みである。 例年10月頃に照会があるので、マニュアルで内容を理解してから作業する。複数の職員が、振り替え漏れが生じていないか確認する。

継続
対応

令和５年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
118	指摘13-4	文化財保護課	建設仮勘定の進捗管理・滞留管理について	固定資産台帳にて建設仮勘定として処理されている物件のうち、取得日が2017年3月以前のものについて、本勘定振替が必要か否かについて監査した結果、15件中全15件が令和3年度末で完成済みとの回答であった。この内容を分析してみると、固定資産管理システムの新システムへの移行時における誤りが12件含まれており、本来の建設仮勘定から本勘定に振り替えるべきものは3件であった。 建設仮勘定は、完成後に適時に固定資産本勘定に振り替えられないとそのまま計上され続ける可能性が高い勘定であるため滞留しているかどうかに注意を払わなければならない。抽出したデータ15件の内訳から分かるように、新固定資産システムへ移行時のエラーと本来的に管理しなければならない建設仮勘定の問題が混在している点が現状における建設仮勘定の管理をより困難にさせている。 本来の建設仮勘定の管理については、進捗管理・滞留管理を適切に行うために以下の諸点に留意しなければならない。 ①長期化している物件に関しては、振り替え漏れが生じていないか特に留意する必要がある。 ②担当者の理解不足を解消するため、オリエンテーション等を行う。 ③改修において人事異動が絡む場合には、引継ぎを十分に行い、担当責任者を明確にする。	建設仮勘定から本勘定に振り替えるための作業を行った。
119	意見23	財産管理課	建設仮勘定の事務処理及び検証体制の構築について	建設仮勘定は、これを適切に処理するために、当初の計上のみならず完成後の振替処理も重要となる。一方で県においては、建設仮勘定に係る適切な処理体制は構築できていない。また、正確性を担保するため、所轄課での処理作業後に、第三者による検証作業が必要であるが、これらも十分に機能しているようには見受けられなかった。 2016年の公会計による開示が始まって以後、課題の認識や協議・改善は図られている部分もあるものの、取り扱う情報量が膨大ということもあり、なかなか追いついていない状況にある。だが、公会計における財務諸表は各都道府県の状況を比較し分析するための重要な資料であり、そのためこれらの要素である建設仮勘定に関しても、正確な情報開示が求められる。 これらに抜本的に対応するため、例えば以下の事項を検討し、処理プロセスを見直しの上、必要な体制を早期に構築することが強く要請される。 ✓入力担当者への公会計の必要性に関する啓蒙と周知徹底。 ✓入力担当者における「公会計の必要性及び求められている情報」の正確な理解。 ✓必要な情報の適切な集計、システムへの正確な入力処理。 ✓入力者以外の者による検証の確実な実践。 ✓入力制限やエラーチェックなどのシステム支援。	適切なデータ入力処理のため、入力制限やエラーチェックなどの支援を行った。
123	指摘14	財産管理課	貸付期間更新における許可申請書の入手について	貸付地(日本赤十字社)について、県と貸付先の日本赤十字社の間で締結されている土地使用貸借仮契約書によれば、貸付期間は5年間で自動更新になっている。このため県は、貸付期間更新の際、貸付先から借受願等更新の意思を確認する書類の提出を受けていない。 しかし、財務規則237条3項では、普通財産の貸付において貸付期間の更新をする場合に、貸付期間満了の30日前までに貸付期間更新許可申請書を提出させなければならないとされている。 財務規則237条3項が引用している財務規則第232条の規定は、行政財産の使用許可手続について定めたものであるが、安易に更新を認めることなく、使用状況や必要性等を十分調査、検討の上、決定することを趣旨としたものである。 本件貸付は普通財産の無償貸付であるが、上記の趣旨を踏まえれば、行政財産の使用許可と同様、安易に更新を認めることなく、社会情勢の変化等を踏まえながら、無償貸付の妥当性を慎重に検討の上、決定する必要性が認められる。 したがって、県は貸付期間の更新において、貸付先に対し更新許可申請書を提出させなければならない。	次回の更新に当たっては、更新に係る申請書を提出させ、更新の可否を検討の上決定することとして、契約の相手方からも同意を得た。 (現行の契約期間：R6.4～R11.3)
128	意見24	人事課	土地台帳上の財産名について	人事課所管の福利厚生用運動施設の用地の一部に財産名「青年の家野外教育活動用地」という土地がある。 これは、従来隣接していた旧青年の家敷地(教育庁所管)との境界確定の結果、旧青年の家敷地の一部に人事課が所管する福利厚生用運動施設が所在し、旧青年の家の排水ポンプ制御盤が人事課所管の338-1に所在していたため、教育庁学校施設課と土地の一部を分筆し交換した。以上のような経緯により、財産名が「青年の家野外教育活動用地」とされている。しかし、その後旧青年の家敷地(教育庁所管)は民間に売却されており、現在青年の家は同所に存在していない。 現在青年の家とは関係のない土地に「青年の家」という名称を用いることは、誤解を招きやすく周辺の土地を一体として管理する観点から望ましくない。用途としては福利厚生用運動施設用地であるため、実態を反映しそれに即した財産名に変更することが望ましい。	実態を反映した「福利厚生用運動施設用地」という財産名に変更した。

令和 5 年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
129	指摘15	自然保護課	貸付料無償の根拠となる条文について	ベンセ湿原(貸付分)の土地の使用契約に関する決裁書の起案理由では、青森県県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第5条第1項の規定により無償とされている。 しかし、この条例の第5条に第2項はなく、正しくは青森県県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第5条第1号を根拠とすべきである。	同様の誤りが発生しないよう、起案者は根拠とする条例を十分確認して起案する。 決裁権者及び決裁ルート上の職員が無償貸付の根拠を明確に確認できるようにするため、作成済の課内公有財産の貸借財産一覧表に財産の区分及び無償貸付等の根拠を追記した表を公有財産担当等が作成の上課内で共有し、起案者はそれを根拠資料として起案に添付する。 国から県への土地の貸付契約書には無償貸付の根拠法令及び条文の記載があるが、県から他者への貸付契約書には無償貸付の根拠法令及び条文の記載がないため、契約更新時には契約書に追記することを検討する。
130	指摘16	水産振興課	貸付期間更新における許可申請書の入手について	栽培漁業センターについて、県と貸付先との間で締結されている建物等使用貸借仮契約書によれば、貸付期間は1年間で自動更新になっている。このため県は、貸付期間更新の際、貸付先から借受願等更新の意思を確認する書類の提出を受けていない。 しかし、財務規則237条3項では、普通財産の貸付において貸付期間の更新をする場合に、貸付期間満了の30日前までに貸付期間更新許可申請書を提出させなければならないとされている。 財務規則237条3項が引用している財務規則第232条の規定は、行政財産の使用許可手続について定めたものであるが、安易に更新を認めることなく、使用状況や必要性等を十分調査、検討の上、決定することを趣旨としたものである。 本件貸付は普通財産の無償貸付であるが、上記の趣旨を踏まえれば、行政財産の使用許可と同様、安易に更新を認めることなく、社会情勢の変化等を踏まえながら、無償貸付の妥当性を慎重に検討の上、決定する必要性が認められる。 したがって、県は貸付期間の更新において、貸付先から更新許可申請書を入手する必要がある。	普通財産の貸付期間を更新する際は、行政財産貸付の規程を準用し、普通財産借受願等を提出させる必要があることを課内で周知した。 なお、栽培漁業センターとの当該貸付契約については、更新の際には、普通財産借受願を提出させ、更新に係る財務規則上の手続きを適正に実施することとした。
133	指摘17	自然保護課	貸付料無償の根拠となる条文について	管理地(白神山地ビジターセンター)の貸付について、決裁書では、「青森県行政財産使用料徴収条例第4条第1項第1号に該当すると認められるので、無償」とされている。しかしこの条例は、行政財産の使用料を定めた条例であり、普通財産の貸付料を無償とする根拠として引用するべきではない。正しくは青森県県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第5条第1号を根拠とすべきである。	同様の誤りが発生しないよう、起案者は根拠とする条例を十分確認して起案する。 決裁権者及び決裁ルート上の職員が無償貸付の根拠を明確に確認できるようにするため、作成済の課内公有財産の貸借財産一覧表に財産の区分及び無償貸付等の根拠を追記した表を公有財産担当等が作成の上課内で共有し、起案者はそれを根拠資料として起案に添付する。 国から県への土地の貸付契約書には無償貸付の根拠法令及び条文の記載があるが、県から他者への貸付契約書には無償貸付の根拠法令及び条文の記載がないため、契約更新時には契約書に追記することを検討する。
136	意見25	学校施設課	財産有効活用のための所属替について	管理地(五所川原農林高校用地)は、もともと五所川原農林高等学校の牧草地として利用していたが、平成10年度の学科改編により作付面積が減少したことに伴い平成17年度に用途廃止されたものである。 用途廃止後は、農業委員会から借受者の斡旋をうけ、農地として貸付けながら借受者に対して取得を打診しているとのことである。 普通財産は、財産管理課が所管することが原則となっているが、例外としてそれぞれの所管課で管理していることが多い。もともと学校用地であったというだけで、学校施設課で管理する積極的な理由はなく、むしろ農林水産部の所管とした方が有効活用の可能性が見込めるのではないかと考えられる。 財産の有効活用のため、所属替えを検討することが望ましいと考える。	農林水産部と所属替え等について協議した結果、農林水産部としては、当該農地の有効活用が見込めないことから、引き続き、学校施設課で管理することとなった。
137	意見26	上北地域県民局地域整備部	土地台帳の沿革の記載について	土地台帳にはその土地の沿革を記載するスペースがある。この土地の沿革については、「S49 5 24付青監第278号により用途廃止普通財産とする」とある。しかし昭和49年度の「青監第278号」は該当する書類を確認することはできず、昭和43年度及び45年度登記調書によって、用途廃止の経緯が辛うじて確認できる程度であった。未利用となった経緯及び理由の詳細は不明である。 土地台帳の沿革は引き継がれるが、その他の保管書類は保管期限が経過すれば廃棄される。所管課でも取得の経緯や未利用となった経緯及び理由を把握することが難しい状態となっているのは望ましくない。 沿革には、具体的な記載をすることを求めたい。	今後、財産台帳の調製を要する類似事案については、台帳登載に至るまでの経緯及び登載後の事項に係る具体的理由を沿革欄へ記載することとした。

令和５年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
139	指摘18-1	財産管理課	土地台帳の更新について	県は管理地(旧西地方農林事務所敷地)の土地について平成29年10月に測量を実施し、平成29年12月に測量結果に基づき地積を変更登記している。5,648.41㎡→5,647.88㎡。しかし、土地台帳において当該地積の訂正を実施していなかった。結果として、現状において土地台帳における面積と登記上の地積が一致していない。 ただし、当該筆には財産管理課が所管している土地も含まれているため、財産管理課と連携し、適時に土地台帳の訂正を実施することが必要である。	管理地(旧西地方農林事務所敷地)の地積を訂正した。
139	指摘18-2	西北地域県民局 地域農林水産部	土地台帳の更新について	県は管理地(旧西地方農林事務所敷地)の土地について平成29年10月に測量を実施し、平成29年12月に測量結果に基づき地積を変更登記している。5,648.41㎡→5,647.88㎡。しかし、土地台帳において当該地積の訂正を実施していなかった。結果として、現状において土地台帳における面積と登記上の地積が一致していない。 ただし、当該筆には財産管理課が所管している土地も含まれているため、財産管理課と連携し、適時に土地台帳の訂正を実施することが必要である。	管理地(旧西地方農林事務所敷地)の土地台帳を訂正した。
139	指摘19	西北地域県民局 地域農林水産部	土地台帳の更新について	登記簿謄本によれば、管理地(旧西地方農林事務所(道路))の土地について平成13年に国土調査による地積の変更登記が行われている。変更前の地積は90㎡、変更後の地積は125㎡である。 しかし、土地台帳において当該地積の訂正が実施しておらず、面積は90㎡のままである。結果として、現状において土地台帳における面積と登記上の地積が一致していない。 適時に土地台帳の訂正を実施する必要がある。	管理地(旧西地方農林事務所(道路))の土地台帳を訂正した。
140	意見27-1	財産管理課	隣接する民家による不法占有について	鰯ヶ沢町本町210番の公衆用道路において、隣接する民家の花壇が越境して設置されていた。また、財産管理課が所管している土地ではあるが、隣接する管理地(旧西北漁港事務所敷地)の敷地内に民家の階段及びガスボンベが設置されていた。財産管理課と連携し、売却に向けて解決方法を模索することが必要である。	管理地(旧西北漁港事務所敷地)に設置されている越境物について、撤去に向け、設置した住民と協議しているところ。
140	意見27-2	西北地域県民局 地域農林水産部	隣接する民家による不法占有について	鰯ヶ沢町本町210番の公衆用道路において、隣接する民家の花壇が越境して設置されていた。また、財産管理課が所管している土地ではあるが、隣接する管理地(旧西北漁港事務所敷地)の敷地内に民家の階段及びガスボンベが設置されていた。財産管理課と連携し、売却に向けて解決方法を模索することが必要である。	管理地(旧西地方農林事務所(道路):公衆用道路)について、今後、鰯ヶ沢町への譲渡が想定されることから、財産管理課と連携して、現場での状況確認等を行い、解決方法を検討する。

継続
対応

継続
対応

令和５年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
145	意見28	農林水産政策課	不動産鑑定評価の実施について	旧フラワーセンター21あおもりについて、土地を貸し付ける際の貸付料は不動産鑑定価格を基準に予定価格を決定し、貸付予定者から見積書を徴して決定している。しかし、直近の不動産鑑定評価は、平成22年に実施されたものであり、10年以上が経過している。 地価の変動を反映するため、不動産鑑定評価を実施することが望ましいと考える。昨今の地価の下落が反映され、予定価格を現在よりも下げることが可能になれば、相対的に貸付が容易になり、財産の有効活用が可能になることが期待される。	R5.3.31で貸付けを終了している。 (監査時点で既に貸付を終了しているもの)
146	意見29	企業立地・創出課	分譲に向けた企業誘致の推進について	金矢工業団地は、令和4年3月に青森県新産業都市建設事業団の解散に伴い無償で県に譲渡されたものである。もともと事業団が造成してから40年以上経過しているが、未だに現在分譲されていない土地が多く、今後分譲される見込みが低いのではないかと懸念されるところである。また、草刈りなどの維持管理には経費がかかる一方、都市計画法の工業専用地域や準工業地域に指定され、用途も限定されている。 しかし、社会経済の変化や近隣の幹線道路開通を始めとするインフラ等の整備により、2021年度には1件の売却が成立し、2022年度に操業を開始した区画もある。また現在、年度内に1件の分譲申込の見込みがあるほか、数件引き合いがきていたとのことである。さらに、事業団の精算金を積み立てて「青森県企業立地推進基金」(約5.6億円)を造成し、これを財源として金矢工業団地の維持管理や分譲促進(企業誘致)の予算に充てており、当面県の一般財源を充てる予定はないとのことである。このような状況を踏まえれば、現状、直ちに代替的な利用計画の検討を開始する段階にはないとも言える。 県は、同団地の区画面積や分譲価格等の情報をHPやパンフレット等により広く発信しているが、誘致実現のため、今後も積極的及び継続的に情報収集や企業へのアプローチを行う等の取り組みを期待したい。	金矢工業団地は近年分譲の申込や問い合わせが増加傾向にあり、令和5年度は1件の売却、令和6年度もすでに1件が売却され、さらに1件の売却が見込まれている。 今後も多様な手段により広く情報発信し、積極的な企業誘致に努め、分譲促進を図る。
150	意見30	野辺地高等学校	公舎継続か廃止かの意思決定について	教育庁公舎(職員公舎(A))について、5年ごとに継続か廃止の意思決定をしている。入居率が低くても近隣にアパートがないため残してほしいなどの要望があり継続となるケースもあるとのことである。今回、教育庁所管の公舎でサンプルとして抽出した3件はいずれも入居率が低い。5年前の意思決定時には入居率が高かったものの現在は低くなっている公舎、前回の見込みとは現況が異なっている公舎などがある。入居率低下の原因はそれぞれあるかと思うが、維持管理費と入居率を勘案したうえで、本当に継続すべきなのかどうか厳正な判断をしてほしい。	職員公舎の集約・共同利用の推進に向け、入居状況や公舎需要の把握を続けるとともに、現状、入居者及び需要の少ない公舎については、早期の廃止に繋がられるよう入居調整を行っている。
161	指摘20	警察本部施設課	土地台帳の記載事項について	警察本部公舎(待機宿舎(磯野)敷地)の土地台帳をレビューしたところ、平成10年3月31日以前に面積が増加しているが、その要因が不明であるとのことであった。今後は面積の増減要因についても台帳に記載し、増減要因を将来にわたって明確にしておくべきである。	過去の経緯を確認し、判明した内容を財産台帳の沿革欄に記載した。
166	意見31	財産管理課	職員公舎集約・共同利用計画に対するPDCAサイクルの適用について	職員公舎集約・共同利用計画は5年毎に見直しが行われ、PDCAサイクルを適用して毎年度、入居状況(部局別・地区別)については調査が行われているが、職員公舎の有効活用と管理の適正化をさらに図るためには、単身入居率等についても調査・分析を行い、利用状況が計画と比較してどのような推移を示しているかを明らかにし、5年毎の連動した「青森県行財政改革行動計画」とともに計画を推進していただきたい。	「職員公舎入居実態調査」を実施し、単身入居率等について調査・分析を行う。
174	指摘21	監理課	現況把握が長期間行われていない	廃川敷(一級河川十川)に関して、県有地については、「青森県公有財産管理マニュアル」に則って、随時公有財産の現況を把握し、管理のため必要があるときは適切な措置を取らなければならないとされている(財務規則223条)。廃河川敷地については、担当課において少なくとも年に一回は現地視察をすることで現況把握をおこなっているが、本資産は担当課の管理リストから漏れていたため、長期間にわたって現況把握が行われていなかった。令和5年11月に担当課において現地視察を行ったところ、不法占有などの事実認められなかったが、適時に現況を把握することが必要である。	対象地について令和6年4月11日付けで国土交通省と売買契約を締結。同月17日に所有権移転登記完了。
175	指摘22	監理課	現況把握が長期間行われていない	廃川敷(一級河川岩木川)に関して、県有地については、「青森県公有財産管理マニュアル」に則って、随時公有財産の現況を把握し、管理のため必要があるときは適切な措置を取らなければならないとされている(財務規則223条)。廃河川敷地については、担当課において少なくとも年に一回は現地視察をすることで現況把握をおこなっているが、本公有財産は担当課の管理リストから漏れていたため、長期間にわたって現況把握が行われていなかった。 令和5年11月に担当課において現地視察を行ったところ、長期間にわたり、石碑、鳥居が設置されている事実が認められた。石碑には昭和3年建立と記載があり、周辺住民に聞き取りを行ったところ、これらの施設は太平洋戦争以前から設置され、集落で管理しているとのことであった。このため当該土地は県が取得する以前から集落が管理していた土地と考えられることから、適切な対処が必要である。	対象地を管理していた下車力町内会と令和6年2月26日付けで土地使用貸借契約を締結し、不法占用状態は解消された。 契約期間は令和6年4月1日～令和11年3月31日(無償)。

継続
対応

令和５年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容	
179	指摘23	三八地域県民局地域整備部	固定資産台帳への未登録の歩道橋について	三八地域県民局地域整備部の管理橋梁と固定資産台帳を比較したところ、同部の管轄地区内において、橋梁台帳に記載のある図南小前歩道橋、長者中前歩道橋、合同庁舎前歩道橋の各資産が、固定資産台帳に記載されていなかった。総務省の財務書類作成要領33項によると、固定資産台帳には、原則としてすべての固定資産を記載することとなっているため、記載漏れのあった各資産についても記載する必要がある。	確認した結果、指摘のあった3つの物件は国道にあり、管理は県がしているが、国の財産であるため県の固定資産台帳への登録は行わない物件であることが判明した。	
179	意見32	三八地域県民局地域整備部	固定資産台帳の記載表示について(地番の記載、橋梁台帳との表記の統一)	総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産台帳の記載項目として「所在地」が挙げられているが、当該資産の所在地は市までの記載にとどまっていたため、地番まで記載することが望ましい。また、橋梁台帳における資産名と固定資産台帳における資産名の表記が一致していなかったため、両台帳の名称を統一させることが望ましい。	地番までの記載及び両台帳の名称の統一を行う。	継続対応
187	指摘24	道路課	トンネル台帳と固定資産台帳との不一致について	県土整備部道路課の管理トンネルと固定資産台帳を比較したところ、トンネル台帳に記載のある城ヶ蔵スノーシェルターなど、一部資産が、固定資産台帳への記載が確認できなかった。同課および財産管理課に確認したところ、原因として、トンネルが道路と一体で登録されてしまっている、登録漏れがある、などが想定されるとのことであった。また、トンネル台帳と固定資産台帳について、登録された資産が同一であっても、名称や範囲が異なっているため、記載の相違について、適時に検証できる状態にはなっていないとのことであった。総務省の財務書類作成要領33項によると、固定資産台帳には、原則としてすべての固定資産を記載することとなっているため、記載漏れが発見された場合は、発見時において適切に固定資産台帳に追加記載する必要がある。	未記載の県道のトンネル1箇所について登録を行う。確認した結果、他の未記載のトンネルは国道にあり、管理は県がしているが、国の財産であるため県の固定資産台帳への登録は行わない物件であることが判明した。	継続対応
187	意見33-1	東青地域県民局地域整備部	固定資産台帳の記載表示について(地番の記載、トンネル台帳との表記の統一)	総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産台帳の記載項目として「所在地」が挙げられているが、当該資産の所在地は市までの記載にとどまっていたため、地番まで記載することが望ましい。また、トンネル台帳における資産名と固定資産台帳における資産名の表記が一致していなかったため、両台帳の名称を統一させることが望ましい。	地番までの記載及び両台帳の名称の統一を行う。	継続対応
187	意見33-2	中南地域県民局地域整備部	固定資産台帳の記載表示について(地番の記載、トンネル台帳との表記の統一)	総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産台帳の記載項目として「所在地」が挙げられているが、当該資産の所在地は市までの記載にとどまっていたため、地番まで記載することが望ましい。また、トンネル台帳における資産名と固定資産台帳における資産名の表記が一致していなかったため、両台帳の名称を統一させることが望ましい。	地番までの記載及び両台帳の名称の統一を行う。	継続対応
187	意見33-3	三八地域県民局地域整備部	固定資産台帳の記載表示について(地番の記載、トンネル台帳との表記の統一)	総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産台帳の記載項目として「所在地」が挙げられているが、当該資産の所在地は市までの記載にとどまっていたため、地番まで記載することが望ましい。また、トンネル台帳における資産名と固定資産台帳における資産名の表記が一致していなかったため、両台帳の名称を統一させることが望ましい。	地番までの記載及び両台帳の名称の統一を行う。	継続対応
187	意見33-4	西北地域県民局地域整備部	固定資産台帳の記載表示について(地番の記載、トンネル台帳との表記の統一)	総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産台帳の記載項目として「所在地」が挙げられているが、当該資産の所在地は市までの記載にとどまっていたため、地番まで記載することが望ましい。また、トンネル台帳における資産名と固定資産台帳における資産名の表記が一致していなかったため、両台帳の名称を統一させることが望ましい。	地番までの記載及び両台帳の名称の統一を行う。	継続対応
187	意見34	道路課	長期未着手道路一覧表の作成による検討について	本監査においては、「用地買収が一部進んでいるが道路として供用されていないもので、最後の用地買収から20年を超えて計画が滞留しているもの」を長期未着手道路として取り扱うこととし、県土整備部道路課に該当する土地の抽出を依頼したところ、「条件に合う土地は県内に存在するものと思われるが、一覧表はなく、調査に相当の時間が必要である」旨の回答を得た。定義した長期未着手道路が存在することは直ちに問題となるものではないが、必要性が乏しくなった土地を長期にわたって保有し、保有状況を管理しないことは、固定資産管理においては非効率となる可能性が高いと考える。少なくとも、該当する長期未着手道路一覧表を作成し、今後の利用価値が乏しい土地については、存在を適時に把握し、処分などの対応を含めて検討すべきである。	買収した用地の土地台帳は整備しているが、道路計画の進捗状況を管理できるような台帳の整備は行っていないため、土地台帳を基に保有状況を把握・管理し活用できるようなデータベース化を検討する。	継続対応

令和５年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
189	指摘25	三戸警察署	土地台帳の面積更正時に対応する固定資産台帳への反映について	旧三戸警察署について、敷地は令和4年9月に測量が実施され、土地台帳の面積が更正されていたが、固定資産台帳にその内容が反映されていなかった。両台帳の内容は常に一致させることが望ましいため、適時の対応が必要である。	固定資産台帳の修正が可能な地方公会計の決算作業時に実施した。
191	指摘26	つがる警察署	土地台帳の面積更正時に対応する固定資産台帳への反映について	旧つがる警察署について、敷地は令和5年3月に測量が実施され、土地台帳の面積が更正されていたが、固定資産台帳にその内容が反映されていなかった。両台帳の内容は常に一致させることが望ましいため、適時の対応が必要である。	固定資産台帳の修正が可能な地方公会計の決算作業時に実施した。
195	意見35	自然保護課	収支報告書が収支均衡(収支差額±0円)であることについて	【令和4年度指定管理業務にかかる収支報告書】のとおり、令和4年度における指定管理業務における収支は、収入計69,954,480円、支出計69,954,480円にて収支差額±0円と県に報告されている。しかし、実際の「常勤職員人件費」は8,976,488円ではなく、16,575,979円であるため、収入計69,954,480円、支出計77,553,971円、収支差額-7,599,491円が正しい収支状況となる。収支報告書には、指定管理業務に行うにあたって発生した全ての収支が記載されて然るべきであり、そうすることで、県として指定管理業務遂行にかかるコスト水準を把握することが可能となる。確かに、収支報告書別紙には常勤職員人件費の明細が付されており、常勤職員人件費の実支出額は16,575,979円と記載され、指定管理者(指定管理業務以外のセグメント)が赤字分の7,599,491円を負担したために、指定管理者(指定管理業務実施セグメント)の負担が8,976,488円となる旨は記載されており、詳細に収支報告書を閲覧すれば、その実態は読み取れる状況にはある。しかし、収支報告書本表を閲覧した限りにおいては、その事実は読み取れず、あたかも指定管理業務に係る年間の総支出が69,954,480円であったように見えてしまい、読み手に誤解を与えるリスクが認められる。県は、指定管理者に収支報告書には実収支を記載するよう指導すべきである。	指定管理業務の遂行にかかるコスト水準を把握するため、令和5年度分から収支報告書に実収支を記載する方法に改めた。
196	意見36	自然保護課	ビジターセンター入口看板の修繕・更新について	より一層の集客を図るために、道路入り口の二つの看板の修繕又は更新が望まれる。 ビジターセンターは、白神山地の紹介を行う観光施設という側面もあるが、その主目的は自然保護思想の普及にある。館内の展示は、白神山地の広範なブナ林の稀少性や、世界的に見て特異な動植物の多様性が保持されていること、世代交代をくり返す生命の営みのプロセスが生態学的に顕著な見本であること、白神山地を保護することの重要性等を学べるものとなっており、自然教育施設として価値あるものと思料する。令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響もあり入館者数は減少傾向にあるが、ビジターセンターの目的を達するためには、より集客を図る必要がある。 今般の監査でビジターセンターを訪問したが、道路入口右側看板、左側看板の色が褪せてしまっており、車内から文字が判別できない状況にあった。また、ビジターセンターは道路入口から100m程度は車道、遊歩道を歩く必要があり、道路入口からはその外観は見えない状況にある。ビジターセンターは、白神山地の散策拠点であるアクアグリーンビレッジANMONへ向かう中途にあり、白神山地を初めて訪問する観光客も相応に通るものと推測されるが、入口看板が色あせて読めず、施設外観が伺い知れない現状において、営業しているか否かの疑念も含め、訪問意欲は湧きにくいのではないかと考えてしまう。また、ビジターセンターの展示内容は定期的に変更しており、決して老朽化した(古めかしい)ものではなく、インターネット上の口コミサイトやアンケート結果は概ね好評である。それだけに、施設の顔となる入口看板が劣化していることが非常に惜しいと感じてしまう。 今後、入口看板の修繕・更新を行うことや、開館状況がわかるような看板の設置等を望みたい。	看板3基は令和7年度に修繕することとする。(令和7年度当初予算で予算要求予定) 開館・閉館状況を知らせる看板は、指定管理者が令和6年3月に設置済。
197	意見37	自然保護課	「白神だより」のリンクが切れていることについて	ビジターセンターは年2回、センター事業の紹介や白神山地の自然情報等を記載した広報誌「白神山地ビジターセンターだより SHIRAKAMI」を発行しており、ホームページでも開示を行っている。今般の監査において、ホームページ上の開示状況を確認したところ、直近3刊分のリンクが切れており、閲覧ができない状況にあった。当誌は、指定管理者の創意工夫が施されているように見受けられ、広く開示することは施設運営において有効であるものと思料される。今後はホームページにて適時適切な開示を行うことが望まれる。 なお、リンク切れについて即時対応頂き、監査中に適切に修正されたことを確認している。	監査で確認された問題点については、令和5年度中に修正等を行い、是正した。 今後は、指定管理者及び自然保護課が随時確認する。

継続
対応

令和５年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
201	指摘27	自然保護課	センター利用者数の把握方法について	県が、センター利用者数として把握している数値が合理的ではない。 県は、指定管理者提出の事業報告書をもとに、県民の森梵珠山利用者数及びセンター利用者数を下表の数値にて把握し、施設の有効性を検証している。平成31年度以前は、県民の森梵珠山利用者は5万人前後、センター利用者数は4万人弱程度で推移していたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス蔓延の影響で利用者が減少傾向にある。 県はセンター利用者数として、入館者数等（「個人入館者数＋キャンプ場利用者数＋団体利用者数」をいう。以下同）に「駐車車両数×1.5人」の数値を加算しているが、この「駐車車両数×1.5人」を加算する運用は実態とかけ離れているものと感じる。実地調査を行った令和5年10月31日において、指定管理者のカウントによると入館者数等は6名（個人入館者5名＋キャンプ場利用者1名）のみであるが、駐車車両数が37台あったために、センター利用者は62名（個人入館者5名＋キャンプ場利用者1名＋（37台×1.5人））として県に報告されることとなる。なお、駐車車両数に比してセンター入館者数が少数である理由としては、【県民の森梵珠山ガイドマップ】を見ればわかるとおり、駐車場から登山道の間にセンターはないため、駐車場からセンターを経ずに直接登山道へアプローチする登山者の存在が挙げられる。監査当日の令和5年10月31日、監査室から玄関や展示室が見える状況であったが、センター来訪者は少なく（天気が悪かったことも影響）、感覚的には1時間あたり1人が訪れているかいないかといった程度であった。かかる状況において、センター利用者数を62人と認識してしまうことは、センターの有効性にかかる評価を見誤ることに繋がり兼ねない。 令和4年5月単月をサンプルに試算すると、センター利用者数は事業報告書上では3,212人と報告されているが、入館者数等は1,322人であり、実際の入館者数は報告数の僅か41.2%に留まる。現行のセンター利用者数は、自家用車で来訪したセンターを利用しない登山者をもセンター利用者としてカウントしてしまうこととなる。また、自家用車でセンターに来訪した者はダブルカウントがなされてしまう（例えば1人が自家用車でセンターを訪れ、車両カウントがなされた場合は、「個人入館者数1人＋車両1台×1.5人」でセンター利用者2.5人とカウントされる）。なお、県民の森梵珠山への公共交通機関はなく、最寄り駅から距離もあることから、来訪者の大多数は自家用車によるものである。このような把握方法では、真実のセンター利用者数を把握することは困難と考える。今後は、単純にセンターの入口を通った者のみをセンター利用者としてカウントすべきであり、デジタルセンサーによる入館者カウンターを玄関に設置し、客観的かつ自動的にセンター利用者を把握する等の対策が必要である。併せて、県民の森梵珠山利用者も「センター利用者数×入山者掛率（1.31～1.36）」にて計算されているが、そもそも「センター利用者数」が合理的ではないため、別途合理的な把握方法を再考する必要がある。	利用者把握のためのカウンター設置について、県内の多くの指定管理施設で赤外線等のカウンターを設置していないことやカウンター購入・設置費が新たに生じることから、設置を見送ることとする。 利用者のカウント方法について、東北各県の県民の森では、全ての施設で目視や駐車車両台数でカウントしていることから、令和6年度からは次のとおり算出することとする。 【自然ふれあいセンターの利用者数について】 - 目視による入館者の実数とする。 【県民の森梵珠山の利用者数について】 - 午前、午後の1日2回、駐車車両台数を数え、1台に1～4名程度乗車することを想定し、他県でも採用している2人／台を係数として乗じて算出する。午前と午後で重複する車両は除外する。 例：駐車台数が10台の場合　10台×2人＝20人
203	指摘28	自然保護課	センターにおける物品管理について	①ノートパソコン ②ノートパソコン ③石油ストーブ ④芝刈機 ⑤除雪機 ○標識の添付漏れ、誤添付（監査No①②） 上表の監査No①の備品について、標識が付されていない。また、監査No②の備品について、監査No①の標識が誤って付されてしまっていた。財務規則第277条は『物品供用員は備品に標識を付しておかなければならない。』と定めており、それぞれの物品に適切な標識を付す必要がある。 なお、当該指摘事項に対しては即時対応頂き、監査中に適切に修正されたことを確認した。 ○台帳への資産情報の登録漏れ（監査No①②③） 上表の監査No①②③について、台帳への品質規格等に係る情報登録が漏れていた。また、監査No①③について、台帳への取得月日に係る情報登録が漏れていた。さらに、監査No①②について、台帳への金額に係る情報登録が漏れていた。台帳登録は適切に行わなくてはならない。 なお、当該指摘事項に対しては即時対応頂き、監査中に適切に修正されたことを確認した。 ○現存しない物品が台帳に計上されている（監査No④⑤） 上表の監査No④⑤の備品について、台帳登録がされているが物品現物が存在しなかった。原因は、処分等に伴い台帳からの抹消が漏れてしまったものと思料される。処分済みの物品は、適切に台帳から抹消する必要がある。	監査で確認された問題点については、令和5年度中に修正等を行い、是正した。 今後同様の誤りが発生しないよう、次の手順で備品を管理する。 【備品購入時】 - 備品を購入した場合、自然保護課が直接備品シールの貼付を行う。 - 備品整理簿は備品の増減の度に確実に更新し、指定管理者と共有する。 【備品管理】 - 例年5月頃に自然保護課が実施する指定管理者のモニタリング調査で備品の管理状況を抽出検査することとし、これに先立ち、指定管理者が備品の管理状況を全数確認する。 - 例年11月頃に自然保護課が実施する指定管理者の中間指導において、備品の管理状況を全数検査する。

令和 5 年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
204	意見 38	自然保護課	指定管理者基本協定書における管理施設の範囲の明確化について	指定管理者基本協定書(以下、「協定書」とする。)において、指定管理者の管理するセンターの施設(設備)の範囲(以下、「管理範囲」とする。)が定められているが、管理範囲にキャンプ場が含まれていない。協定書の管理範囲にキャンプ場を含めることが指定管理者の業務範囲の明確化の観点から望ましい。 管理施設の範囲には、キャンプ場公衆便所、キャンプ場炊事棟は含まれているものの、約1,900㎡のキャンプ場は含まれていない。 では、指定管理者はキャンプ場の管理義務がないのかといえば、別途、協定書の一部である仕様書にて「キャンプ場0.19haの維持管理-灌木、笹、雑草、藁茎類を刈り払い、歩行者の支障とならないように整理するものとする-下刈り、2回刈り」と、草刈りをメインとする保守管理義務は課せられている。キャンプ場を実地調査したところ、草地や周辺樹木等は適切、安全に管理されており、キャンプ場利用者の受付業務も適切に行われていた。また、施設利用者のアンケート調査や、インターネット口コミサイトにおいてもキャンプ場に関する特段ネガティブな情報は見当たらなかった。かかる状況より、キャンプ場の管理は相当程度適切に行われているものと評価できる。 キャンプ場に隣接するセンターに常駐しているのは指定管理者であり、草刈り等の施設維持業務のみならず、キャンプ場利用客の受付や安全管理、非常事態を含む様々な対応、荒天時の中止の判断等のキャンプ場の包括的な管理業務は指定管理者が行っていると思料される。指定管理者・県へのヒアリングにおいても、指定管理者がキャンプ場の管理を担っているとする実態が強く感じられた。とすれば、協定書の管理範囲にキャンプ場を含めることが、県と指定管理者の責任区分の明確化、業務範囲の明確化の観点から適切である。対応を望みたい。	令和5年度中に管理範囲にキャンプ場を含めることを明確化した変更協定を締結した。